

# ムハンマド・アリー占領期 (1832～1840)のアレッポ高等協議会 ——占領下シリアにおける行政改革の一端——

藻谷 悠介

## はじめに

1832年、ムハンマド・アリーは第一次エジプト＝トルコ戦争においてオスマン朝軍に勝利したことにより、歴史的シリア地域（以下、シリアと表記）の総督位を認められ、1840年に第二次エジプト＝トルコ戦争で敗北するまで、同地を軍事占領して統治した。この占領期は期間こそ短いものの、そこで行われた様々な改革の影響を受け、シリアが大きな変化を経験した時期であると評価されてきた<sup>(1)</sup>。一方で、この時期に焦点を当てた研究は前後の時代に比して非常に少なく<sup>(2)</sup>、占領下シリアにおける改革の実際について、不明な点が多く残っている。この傾向は、統治や行政の側面においてとりわけ顕著である。

このような問題点を踏まえ、本稿では「地方協議会（Majlis al-Shūrā）」<sup>(3)</sup>という機関を取り上げる。この機関は、占領期においてシリア全域に広く新設された協議機関であり、占領期に関わる先行研究において、その創設は改革の主たるものとして必ず言及されてきた。従って、とりわけ占領期の行政改革や統治機構について研究する上で、この機関はまず検討されるべき主題と言える。一方で、これまで「地方協議会」についての専論は存在せず、その実相は未だに曖昧なままである。そのため本稿では、「地方協議会」の1つであるアレッポ高等協議会（以下、MShHAと略記）について、初めて詳細に分析することで、占領期に行われた行政改革の実際について、その一端を明らかにすることを目指す。

また、この「地方協議会」は占領終了に伴って僅か10年足らずで

廃止されたものの、占領開始前や占領終了後のオスマン朝下シリアにおいても、ディーワーンや地方評議会と呼ばれる類似の協議機関がそれぞれ存在していた。そのため、本稿の分析結果を基に、「地方協議会」を両機関と比較することで、近代シリアの行政史における「地方協議会」の位置づけや意義についても、新たな知見を得ることができると考えられる。

## I. 先行研究と史料

本論に先立ち、まずは占領期の統治体制を概観した上で、「地方協議会」に関する先行研究を整理し、研究の前提と課題を確認したい。占領下のシリアにおいては、カイロにいるムハンマド・アリーが最終的な決定権を持ちながらも、彼の長子イブラーヒーム・パシャ<sup>(4)</sup>を頂点とする統治体制が形成された。彼の次席として、軍事はスレイマン・パシャ、行政はムハンマド・シャリーフ・パシャ<sup>(5)</sup>、財務はパフリー・ベイ<sup>(6)</sup>がそれぞれ取り仕切り、占領期の統治において中心的な役割を果たした。シリアはダマスカスを主都として、新たに5つの州 (iyāla)<sup>(7)</sup>に分割され、各州に州長官 (qā'im-maqām) が置かれた他、主要な都市には都市長官 (mutasallim) が現地有力者から任命された (Hofman 1975: 316-326)。

さて、先述のように「地方協議会」についての専論は存在せず、紙幅を割いて取り上げている研究も数少ない<sup>(8)</sup>。以下ではそれらの記述から、まずこれまで描かれてきた「地方協議会」像を整理していきたい。「地方協議会」は1832年6月に占領直後のダマスカスに初めて置かれ、その後シリア内の諸都市に次々と置かれた。ダマスカスの協議会には22名、他の協議会には10数名の議員が、それぞれの都市の現地有力者の中から都市長官によって任命され、非ムスリム人口が多い都市においては、非ムスリムの有力者も議員に任命された。主都ダマスカスの協議会は、他の協議会の上位に立つ高等協議会であり、他の協議会で判断のつかなかった案件や上訴も受け付けていたとされる (Hofman 1975: 330-332; Sālim 1990: 75-78; Safī 2004: 83-84)。

他方、「地方協議会」の活動の内容については、先行研究の説明が次のように漠然としたものに留まっているばかりか、見解が必ずしも一致していない。 Hofman は、「地方協議会」が各都市の行政機関として都市と市民に関わるあらゆる案件を扱っていたと説明し (Hofman 1975: 331), サーリムは、都市内や商業における紛争の裁定や徴税請負などの財務、公共政策を管轄としていたとする (Salim 1990: 76)。またサーフィーは、「地方協議会」が第一に国有地 (miri) への課税に関わる案件を扱う機関であり、他に公定価格の設定や軍への補給管理なども協議していたとしている (Safi 2004: 85)。

さらに、「地方協議会」への評価については、三者の主張がより一層異なっている。 Hofman は「地方協議会」が都市長官の諮問機関であり、彼らの強い監視や統制を受けたために、先進的な試みであったものの有効に機能しなかったと指摘している (Hofman 1975: 330-333)。一方でサーリムは、都市長官などの役人は「地方協議会」の協議なしには政策を執行できず、広い権限を与えられた「地方協議会」はシリアの行政に新風を吹き込んだとまで評している (Salim 1990: 78)。またサーフィーは、「地方協議会」が主要な政策の意思決定には参与できていなかったとして、その画期性を強調することに留保を付している (Safi 2004: 87)。

このような見解の相違の背景には、それぞれの研究が依拠している史料の相違があると考えられるが、いずれの研究も「地方協議会」についての数少ない記述を史料から断片的に集めて列挙するに留まっており、十分な分析や考察が行われているとは言い難い<sup>9)</sup>。このような先行研究の問題点を踏まえ、本稿では「地方協議会」自身が作成した文書史料であり、これまで先行研究で用いられてこなかった『アレppo高等協議会発行の議決書の記録台帳 (Sijill Qayd al-Khulāṣāt al-Ṣādira min Majlis Shūrā Ḥalab al-Ālī)』(以下、『記録台帳』もしくは SQ と略記)を、主な史料として利用する。後述するように、この『記録台帳』はいくつかの制約を抱えているものの、「地方協議会」に関して現存が確認できる文書史料のうちで、分析に耐えうる分量を持つのは、この史料のみである。従って、「地方協議会」の研究を

進展させるためには、『記録台帳』を用いた MShHA の詳細な分析こそが、現状では最適手段と言える。

この『記録台帳』については、筆者が別稿にて実際の記述を取り上げながら、詳しい解題を行っているため (藻谷 2018)、詳細はそちらに譲ることとして、以下では概要を述べるに留めたい。この史料は、「地方協議会」の一つである MShHA が作成したものであり、記録の対象として含んでいるのは、西暦で1838年1年分 (ヒジュラ暦では1253~1254年) である。この史料には全400頁に計531項目が記載されており、原則として1項目につき MShHA が協議した1件の案件がアラビア語で記されている。各項目は協議の詳細な議事録ではなく、議決内容を記した議決書 (khulāṣa) という文書の写しであり、既に発行された議決書の内容について、後から参照するために記録されたものであると考えられる。従って、案件の内容については詳細に記されている一方、協議の進行具合や議員の発言については情報を殆ど得られない (藻谷 2018: 13, 15)。

以上の点を踏まえ、以下の第Ⅱ節及び第Ⅲ節では、1838年の MShHA について、活動実態と統治機構における位置づけに主眼を置いて詳細に分析する。また、その分析結果が、どれほど他の協議会や1838年以外の年にも適用可能であるかについても考察する。そして第Ⅳ節では、この分析結果を基に、占領前後の時代の類似する協議機関と「地方協議会」とを比較し、19世紀シリアの政治史における「地方協議会」の意義についても検討したい。

## Ⅱ. アレppo高等協議会 (MShHA) の活動実態

本節では、『記録台帳』の詳細な分析を通して、MShHA の基本的な情報や活動の内容、求められた役割など、MShHA の活動の実態を明らかにする。

### 1. 構成員・活動場所・活動頻度

はじめに、MShHA の基本的な情報について確認する。まず構成員については、『記録台帳』の記述から①監督役、②議員 (arbab al-

Majlis), ③書記 (kuttāb al-Majlis)<sup>(10)</sup>, ④番人 (jāwish)<sup>(11)</sup>の4種の役職が判明している。以下では、常に協議に参加していたと考えられる①監督役と②議員について見ていきたい。まず、①監督役は『記録台帳』において、「協議会の監督役 (nāzīr al-Majlis) であるムフティー・エフェンディ閣下」と書かれており、イブラーヒーム・パシャから MShHA に届く命令は全てこの人物に宛てられていた他、欠席の際には彼の代理 (wakīl) が置かれていたことが読み取れる (e.g. *SQ*: 3-4, 345)。そのため、MShHA を代表する立場の重要職であったと考えられるが、この役職に就いていた人物については、ムフティー職を持つムスリムであったと思しきこと以外は不明である。また、②議員については、5名のみ『記録台帳』中に名前が見られるが、名前が省略されていることもあり、そのうち1名のみしか特定することができない<sup>(12)</sup>。

一方で、幸運にも1836年における MShHA の議員16名全員の名前が別史料から判明し<sup>(13)</sup>、その構成が役人2名と軍人2名、及び官職を持たない12名であったとわかるが<sup>(14)</sup>、こちらも人物の特定は困難である。彼らのうちで、特に軍人はエジプト出身者であった可能性が高い一方、官職を持たない12名については現地住民と見るのが妥当であろう<sup>(15)</sup>。なお、別史料の記述から判明するベイルートの協議会の構成を見ると、12名の議員のうち5名について、実際に現地有力家系の出身であったことが確認できるだけでなく、12名全員がベイルートの有力者層 (akābir) から選ばれた旨も史料中に明記されている<sup>(16)</sup>。このことから、「地方協議会」の議員は現地有力者を中心に任命されたと考えて問題ないだろう。

また、『記録台帳』から判明する5名の議員については、名前から判断して全員がムスリムであったと思われる一方、1836年の史料には、名前から非ムスリムと思しき議員が2人含まれている。当時のアレppoの人口の2割程度が非ムスリムであったとされることに鑑みても、非ムスリムの議員も数名任命されていたと見るのが自然だろう。なお、上述のベイルートの事例においても、6人がムスリムで6人がキリスト教徒と明記されている。

次に活動場所については、1838年9月までの2年間は市内の私人の邸宅を借り切って活動場所とし、その後は市内のマドラサの2、3室を借りて利用していたことがわかっている。このことから、MShHAは州長官など他の役人から独立した、専用の活動場所を確保していたことがわかる。また、協議に用いる1室以外にもスペースを確保していたことから、そこで記録台帳などの文書の作成や保管も行っていたと考えられる（藻谷 2018: 4, 6）。

最後に、『記録台帳』の各項目に付されている、それぞれの協議が行われた日付を基に、MShHAの活動頻度についても検討しておこう。協議が行われた日数を数え上げてみると、『記録台帳』が対象としている全366日の期間中、少なくとも220日は協議が行われていたことが判明する。これは平均すれば1週間に4日以上頻度であり<sup>(17)</sup>、この頻度に鑑みれば、議員の職は専任ないしそれに準ずるものであったと考えられる。なお、活動日に曜日別の偏りなどは見られないが、ラマダーン月の活動日数は他の月より目立って少ない。

## 2. 活動の内容

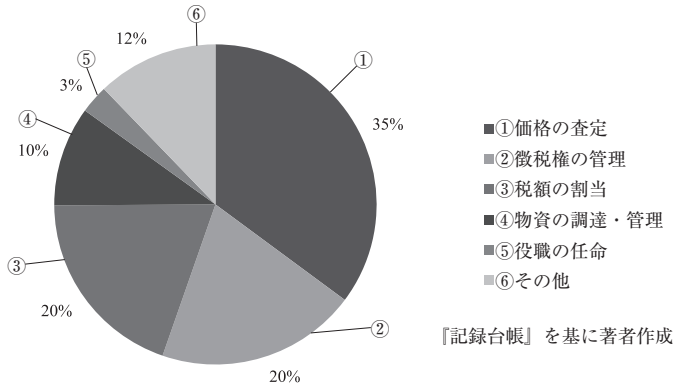
続いて、MShHAの活動内容、すなわち、どのような内容の案件について協議を行っていたのかについて分析する。以下では『記録台帳』に含まれる全526件の案件を6種に大別し（図1を参照）、順に検討していくこととする。

### ① 価格の査定（185件・全体の35%）

最も多い案件の内容は、官・軍が民<sup>(18)</sup>から接收した（あるいはこれからしようとしている）食糧や家畜、日用品などの物資について、国庫から民に支払われる取引価格を査定するというものである（e.g. SQ: 63, 101, 191）。また、国庫から民（稀に官・軍）に支払われる建物の賃料や業務の給料の査定も含まれる（e.g. SQ: 40, 278）。すなわち、これらは総じて、官・軍と民の間での個別の取引について、国庫から民に支払われるべき金額を査定するというものである。

### ② 徴税権の管理（106件・同20%）

図1 活動の内容



次に多いのが、政府に代わって徴税を行う徴税権の管理である。代表的な例はオスマン朝下で広く普及していた徴税請負 (iltizām) の権利であり、その競売を MShHA の場で行い、競り落とした者に下付していた他 (e.g. SQ: 110, 385)、徴税請負権の設定や廃止も協議していた (e.g. SQ: 23, 56)。さらに、終身徴税請負権 (mālikāna) や封土 (tīmār, za‘āma) についての調査や権利確認も行っていた (e.g. SQ: 134, 255)。

#### ③ 税額の割当 (103件・同20%)

これは②と同様に徴税に関わるものであるが、ここで対象となるのは、いずれも政府が派遣する監督官が国有地などから直接徴収する税である。具体的な内容としては、政府の方針に基づいた詳細な税額の割当や徴収方法の規定 (e.g. SQ: 308-309, 392)、また、既に割当ないし徴収された税額の確認や訂正・修正 (e.g. SQ: 119, 170) などである。とりわけ、新たに導入された資産税 (i‘āna) が、多くの案件において問題となっていた。

#### ④ 物資の調達・管理 (53件・同10%)

これは①と類似する内容であり、官・軍に必要な物資の調達方法や購入額を決めるというものである (e.g. SQ: 178, 363)。ただし、①のような個別の取引ではなく、特定の物資に関して今後広く適用さ

れる公定の取引価格を決める，という点で①と異なる<sup>(19)</sup>。また，官・軍の物資の保管状況の確認も行っていた (e.g. SQ: 53, 313)。

#### ⑤役職の任命 (15件・同3%)

①～④より数は減るものの，異なる特徴を示しているのが役職の任命である。これは種々の監督官 (nāzīr) や農村の長 (shaykh) など様々な役職の人選の協議や，監督者の派遣を通じた当地での人選の監督などを含んでいる (e.g. SQ: 100-101, 201)。いずれの場合も，選出された人物は MShHA の場に召喚され，協議の上で承認・登録されていた。ただし，都市長官や各都市の財庫管理人など，主要な官職の人選を行っていた例は見られない。

#### ⑥その他 (64件・同12%)

ここに含まれる内容は数こそ多くないものの，MShHA の活動の多様性を示すものが多い。まず目を引くのは，アレッポの水路の浚渫 (SQ: 153) や街区の清掃 (SQ: 102) などの公共事業であり，その実施方法や予算が協議された。他にも，モスクや店舗の改修といったワクフ対象・財源の管理 (e.g. SQ: 196, 306) や，ワクフ配当の確認 (e.g. SQ: 121, 261)，官の不正・汚職に対する懲罰方法の決定 (e.g. SQ: 64, 166) など様々である。

### 3. 活動内容の考察

前項における分析を踏まえ，次にこれらの案件全体を俯瞰して見えてくる特徴を考察することで，分析を深めたい。まず最も重要な特徴として，殆どの案件が国庫の収入・支出に関わる財務的な内容であるという点が挙げられる。①価格の査定や④物資の調達・管理は，国庫の支出額の確定と密接に関係しており，他方で②徴税権の管理や③税額の割当は，政府の収入額に直結している。また，⑤役職の任命においても，人選だけでなくその官職の給料まで協議された例が多く，⑥その他の代表例として挙げられる公共事業についても，実施に伴う予算まで協議された場合が殆どである。以上から，MShHA は第一に財務の一翼を担う機関であったことがわかる。

次に，ほぼ全ての案件が官・軍の内部，もしくは官・軍と民との



間で生じたものであり、民の間で生じた私人的な案件はごく僅しか見られないという点も、注目に値する<sup>(20)</sup>。すなわち、MShHAは何らかの形で官・軍の利害に関わる案件を協議する機関であり、あくまで占領政府の統治機構の一部として機能していたと考えられる。現地有力者からなる協議機関という点からすると、ともすれば「地方協議会」は各地域の自治的組織と想起されかねない。しかし、少なくとも MShHA の場合は、民の内 で生じた問題を自身で解決することはしておらず、その意味で自治的組織ではなかったと言える。

また、これと関連して、従来イスラーム法廷の管轄とされてきた案件のうち、とりわけ婚姻や相続のように、私人的かつイスラーム法に規定がある案件については、MShHA で扱っていた様子が見られない、という点も加えておきたい。占領期においてもイスラーム法廷は存続していたため、私人的な案件については引き続きイスラーム法廷が扱うことで、両機関の間で大きく役割分担がなされていたと考えられる<sup>(21)</sup>。

最後に、MShHA が扱っていた案件が、アレppo市内の案件のみに限定されないという点も指摘できる。アレppo州内の他都市・農村や、同州外の他都市・農村に関わると判断される案件を『記録台帳』から数え上げると、その数は273件にも上り、全526件のうち実に半数以上を占めている<sup>(22)</sup>。従って、MShHA は Hofmann の指摘するような都市の協議機関に留まらず、アレppo という都市に置かれながらも、都市内外の案件を広く扱う機関であったとわかる。

#### 4. 求められた役割

本節の最後に、MShHA を誰がどのように利用していたのかという点について分析することで、MShHA に求められた役割を検討する。検討に先立ち、MShHA に対する案件の差出人を (a) 高官、(b) 一般役人・機関、(c) 軍関係者、(d) 現地住民の4つに大きく分類する。(a) は統治の中枢を担ったと考えられるイブラーヒーム・パシャとムハンマド・シャリーフ・パシャ、バフリー・ベイ、アレppo 州長官の4人が、(b) には各都市長官や各種監督官、他の協議会

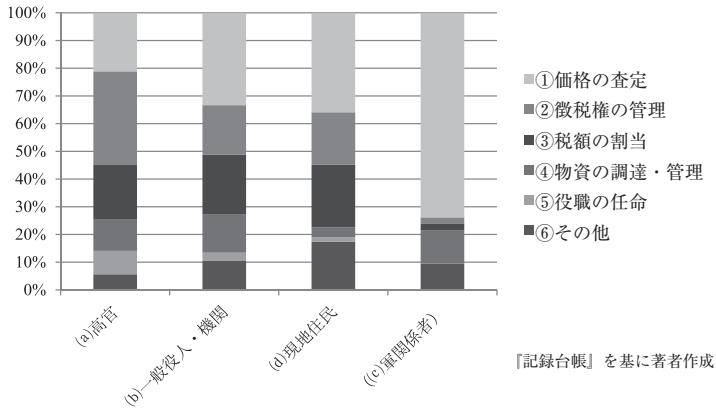
や各都市の財庫など、(a) 以外の役人・機関がそれぞれ含まれる。(c) 軍関係者については、連隊長 (mir al-alāy) の位を持つ将校が殆どであり、一兵卒は僅かである。(d) 現地住民には (a) ～ (c) に該当しない者、すなわち『記録台帳』の中で官職名が書かれていない人物全員が含まれている<sup>(23)</sup>。

さて、これら4つの集団を差出人とする案件が、差出人が判別できる509件のうちでそれぞれ何%を占めるかを見ていくと、(a) 高官が14% (71件)、(b) 一般役人・機関が40% (201件)、(c) 軍関係者が8% (42件)、(d) 現地住民が38% (195件)となる。政府の役人・機関を差出人とする案件が(a)と(b)を合わせて半数を超える一方、(d) 現地住民を差出人とする案件も4割程度に及んでいることがわかる。このことから、官だけでなく民も MShHA を大いに利用し、多くの案件の協議を求めていることが明らかになる。

次に、案件の差出人と案件の内容の連関 (図2) について、両者の立場の差が明白な (a) 高官と (d) 現地住民の例を比較して検討する<sup>(24)</sup>。まず (a) 高官を差出人とする案件については、②徴税権の管理の割合が他より目立って高く、③税額の割当と併せて全体の半分以上を占めている点が特徴であり、高官の徴税に対する高い関心が看取できる。また、個々の案件を見ると、政府で既に決定された政策について、具体的な実施案の立案や承認を求めているものが多い。従って、高官は MShHA に行政機関 (とりわけ財務機関) としての役割を求め、政府の政策の是非や具体的な執行方法を主に協議させたと考えられる。

一方で、(d) 現地住民を差出人とする案件は、⑥その他の割合が高いことが特徴であり、その内容の多くは建築物の修復や、官・軍の行動から生じた損害の保障を求めるものである。また、他に割合が高い①価格の査定や③税額の割当についても、官・軍による不当な設定額の訂正や民への支払いを求めるものが殆どである。従って、民は官・軍と民の間を執り成す裁定機関としての役割を MShHA に求め、統治に付随すべき公正と、官・軍に対する自身の権利の保護を訴えていたと考えられる。以上から、MShHA は統治機構の一

図2 差出人と内容の連関



翼を担う行政機関としての役割と、官・軍と民の間に立つ裁定機関としての役割を両立していたとわかる。

### Ⅲ. 占領下の統治機構における

#### アレppo高等協議会の位置づけ

前節における分析結果を踏まえ、本節では占領下の統治機構における MShHA の位置づけについて検討する。すなわち、MShHA が他の役人や協議会とどのような関係にあり、どれほど干渉を受けずに活動し、他の役人や協議会に影響を与えていたかを考察する。

#### 1. 他の役人との関係と自律性

既に述べたように、ホフマンは「地方協議会」が都市長官の諮問機関であり、彼による厳しい統制を受けたと指摘している。この点に注目して『記録台帳』を通観すると、全項目に共通する書式から、MShHA はアレppo都市長官ではなくアレppo州長官と密接な関係にあったことがわかる<sup>(25)</sup>。まず、MShHA が受理した多くの案件は、差出人から州長官に提出され、彼がそれを MShHA に付託するという経路を取っていたことが、各項目の書式から読み取れる<sup>(26)</sup>。その際、MShHA に対して州長官自身の見解が併せて示されていた

ことがわかる事例も、1例のみ見られる (SQ: 118)。また、協議を経て MShHA から発行された全ての議決書については、州長官を経由して発行対象に回付されるという手順が必ず取られていたことも、共通する書式から判明する (藻谷 2018: 13)。

このように見ると、MShHA は州長官の諮問を受けて協議を行う、彼の諮問機関であったようにも考えられるだろう。一方で、『記録台帳』の記述からは、州長官が協議の場に出席していなかったことが読み取れる<sup>(27)</sup>。またそれだけでなく、州長官から MShHA に付託された案件というのも、実際には案件全体の半分にも満たなかった<sup>(28)</sup>。残り半分以上の案件は州長官を介さず、多くは直接に、稀に他の役人を介して MShHA に届いていた<sup>(29)</sup>。さらに、殆どの案件は文書形で MShHA に届けられるが、監察官や連隊長、果ては現地住民までもが直接 MShHA の場に赴き、案件の協議を求めている事例も15例見られる (e.g. SQ: 47, 86)。このことは官や民が MShHA に直接訴える手段があったことの証左となるであろう。加えて、MShHA の議員や書記などの構成員が、協議の場で自ら発議をしている例も9例見られる (e.g. SQ: 64, 268-269)。このことから、外部から付託された案件のみでなく、自ら案件を提示して発議することも可能であったことがわかる。以上から、MShHA は州長官など特定の役人の諮問機関ではなかったと言える。

案件の受理に続いて、議決内容の執行についても検討しよう。筆者は別稿において、MShHA が発行していた議決書という文書の機能について、次のように考察した。議決書とは、MShHA の議決内容とそれに基づく執行内容が記された文書であり、各案件の処理は必ず議決書の発行を以て完結していた。議決書は執行者である役人・軍人各々に対して発行されており、議決に基づく執行内容が記されていたものと考えられる。MShHA はこの議決書の発行を通じて、自身の議決内容を執行に繋げていた (藻谷 2018:14-15)。

この議決書が執行者に対してどれほど拘束力を持ちえたかという点については、『記録台帳』の各項目が議決書の発行までしか記録していないために、検討は容易ではない。ただし、『記録台帳』に

は、アレppo州長官が自身の政策案を MShHA に提示し、執行者への議決書の発行を求めている例が6例見られる (SQ: 34, 100, 103, 202, 216, 228)。また、イブラーヒーム・パシャも MShHA に命令を出し、その内容を記した議決書を執行者に対して発行するよう求めている例が2例見られる (SQ: 317, 346)。これらの事例は、議決書が高官にとってさえも政策の執行に必要となるものであり、それゆえ高官に対しても拘束力を持ちえた可能性を示唆している。また同時に、高官が自身の政策を実施させる手段の一つとして、議決書を認識していたことも示している。このことは、議決書が執行者に対して十分な拘束力を持つという仕組みを前提としなければ成り立たない。

では、MShHA は自身の議決内容を、他の役人からの干渉を受けずに執行に繋げることができたのかというと、そのようなことは考えにくい。まず、MShHA に案件を付託する際や、あるいは MShHA が発行した議決書を執行者に回付する際に、上述のアレppo州長官が自身の見解を述べることで、議決内容やその執行に影響を及ぼしていた可能性は否定できない<sup>(30)</sup>。また、アレppo州長官以上に、MShHA の活動に対して顕著に介入していたことが分かるのが、占領下シリアの財務を取り仕切っていたバフリー・ベイである<sup>(31)</sup>。『記録台帳』の中には、バフリー・ベイから差し戻し (munāqaḍa) という形で、MShHA に案件が送られている例が10例見られる (e.g. SQ: 23, 167, 318)。これら10例の記述からは、MShHA が協議した案件について彼に定期報告 (jurnal) を送り、彼がそれを参照して、議決内容に異議を唱えて再協議を求めたり、詳しい説明を求めたりしていたことが読み取れる。すなわち、このバフリー・ベイこそが、定期報告と案件の差し戻しという手段で以て MShHA の活動を監督し、掣肘を加えていたとわかる<sup>(32)</sup>。

## 2. 他の協議会との関係

MShHA についての分析を終えるにあたり、以上の分析がどれほど「地方協議会」全般に適用できるかについても検討したい。その

ためにはまず、MShHA と他の協議会との関係について整理しなければなるまい。「地方協議会」が置かれた都市として先行研究で名前が挙がっているのは、ダマスクスやバイルート、アッカなど6都市であるが、『記録台帳』やその他の史料の記述からは、シリアにおいて全部で13の都市に「地方協議会」の存在を確認することができ<sup>(33)</sup>、そのうち「高等」協議会の名を冠していたのは、ダマスクスとアレppoの両協議会のみであったことも判明する。ダマスクス高等協議会が他の協議会の上位に立っていたという先行研究の指摘は既に触れた通りだが、MShHA も同様であったことが『記録台帳』からわかる。

MShHA は、アレppo州に含まれていたキッリス、アインターブ、アンティオキアの3つの協議会で既に協議がなされた案件を特に多く扱っていた。それらは3協議会において議決に至らなかった案件や、議決内容に対する再審の要求であり、これに対しMShHA は、議決書によって再審結果を3協議会に通達していた (e.g. *SQ*: 109, 166, 262)。また、MShHA が3協議会に対して、MShHA が議決した方針に沿って具体的な施策を各々協議するよう議決書を発行した例も見られる (e.g. *SQ*: 157, 303)。逆に、MShHA の議決内容について3協議会で再審が行われ、MShHA に対して議決書が発行された例は見られないため、前者と後者の間に明白な上下関係を看取することができよう。また、3協議会の例に数は劣るものの、タラブルス州に含まれていたと考えられるラタキアの協議会に関しても、同様の例が見られる (e.g. *SQ*: 25, 385)。

一方、MShHA とダマスクス高等協議会との関係については、『記録台帳』や他の史料から読み取ることが困難である。ただし、『記録台帳』の内にはダマスクス高等協議会から付託された案件が2件含まれており (*SQ*: 269, 351)、その片方はダマスクス高等協議会の提案を承認し、議決書の発行を求める内容であるため、ダマスクス高等協議会がMShHA の上位に置かれていた可能性も十分に考えられる。また、両都市以外に高等協議会の存在は確認できないため、両高等協議会によってシリア全域の管轄は二分されており、

上述のラタキア協議会の事例もそれを示唆している、と考えることも可能だろう<sup>(34)</sup>。

では翻って、エジプトの協議会との関係はどのようなものであったのだろうか。先行研究は、ダマスカス高等協議会の再審においても議決に至らなかった案件が、カイロの協議会に付託される仕組みであったとしている (Hofman 1975: 332; Safi 2004: 86)<sup>(35)</sup>。一方、『記録台帳』中には MShHA がカイロの協議会に上訴した例や、カイロの協議会から案件を付託された例は見られない。そのため、MShHA からカイロの協議会への上訴の経路が存在したとしても、それが頻繁に利用されていたかについては疑問が残る。なお、同時代のエジプトの地方部には、シリアの「地方協議会」に類似する機関は置かれていなかった。「地方協議会」の成り立ちを検討する上でも、この点は非常に示唆的と言えるが、このようなエジプトとシリアにおける政策の差異については、今後の課題としたい。

### 3. 「地方協議会」全般への適用

以上のような MShHA の位置付けを踏まえ、最後に本稿における MShHA の分析が、どれほどシリアの他の協議会にも適用できるものであるかについて考察しておこう。その際には、『記録台帳』が持つ「高等」協議会という制約だけでなく、「1838年のアレppo」という制約についても留意する必要がある。当時のアレppoの人口は約15万人とされており、オスマン朝領内で3番目の規模を持つ大都市であった。占領開始前にオスマン朝アレppo州の州都であったアレppoは、1832年7月にエジプト軍に占領された後も、再設定されたアレppo州の州都となり、州長官と都市長官が同時に置かれる重要な都市であった。また、1839年6月にはシリア北端で第二次エジプト＝トルコ戦争が始まったことに鑑みると、1838年という時期は休戦期間の末期に当たる。シリアの主要な都市の中で最北に位置するアレppoは、エジプトから見ると緊張状態が続くオスマン朝との最前線にあったため、軍備の拡張や物資の調達などの軍需の増加の影響が色濃く見られたと考えられる。

この点を踏まえ、まずは活動実態の面から考察してみよう。例えば、アレppo州の他の3協議会が、MShHAと同程度の活動頻度で同程度の量の案件を協議していたとは考えにくい。MShHAの活動の頻度・量は、都市の規模ゆえに付託される案件が多く、他の協議会や州長官などを通じてアレppoに関わらない案件も広くMShHAに届いていたことに由来するためである。また案件の内容についても、例えば軍事物資の調達に関わる案件が多く見られるといった特徴は、「1838年のアレppo」の状況を反映したものである可能性などが考えられる<sup>(36)</sup>。

一方MShHAには、アレppo州の3協議会を始めとする他の協議会から、多くの案件が寄せられていたため、他の協議会の活動内容や役割についても、『記録台帳』から多少の情報を得ることができる。まず、前節で挙げた①～⑥の分類の内容は、⑤役職の任命を除いて、いずれも他の協議会において扱われていた例が確認できる(e.g. SQ: 166, 251, 262, 303, 332)。また、それらの案件は官・軍と民の双方から寄せられており、行政的な内容と裁定的な内容が共に見受けられるだけでなく、当該の都市近郊の農村についての案件も含まれている。従って、他の協議会の活動内容や役割も、多少の差こそあれ、MShHAのそれと大きく異なるものではなかったと考えられるだろう。もちろん、役職の任命のようなより重要性の高い案件については、MShHAのみに限定されていた可能性は否めない。

次に自律性の面から見ていこう。ここにおいては、MShHAの事例が特殊なものである可能性について、とりわけ留意する必要があるだろう。例えば、イェルサレムの協議会からカイロに送られた上申書(ma'rūd)<sup>(37)</sup>を見ると、当該の案件は初めにアレppo州長官から同協議会に付託されたが、その際に州長官の見解が命令(amr)という形で添えられており、同協議会がその命令に従って議決書を発行していたことが読み取れる(Na'isa 2003-04: 67-68)。この事例から、特にMShHA以外の協議会に対しては、州長官や都市長官による明白な介入が行われていた可能性が考えられる。一方で、議決内容が有した影響力の面から見てみると、MShHAから他の協議会



に対し、協議の上で議決書を発行し、執行に移すよう求めていた例がいくつか見つかる (e.g. SQ: 350, 380)。すなわち、他の協議会も議決書を発行し、それによって自身の議決内容を執行させていたことが分かる。加えて、バフリー・ベイによる差し戻しの事例のうちから、他の協議会も彼に定期報告を送っていたことが読み取れる (e.g. SQ: 23, 52)。以上から、付託された案件を処理する過程は「地方協議会」全体でおおよそ共通しており、それを通じて他の協議会も同様に行政に影響力を持ちえたと考えられる。

#### IV. 「地方協議会」の新規性と後代への影響

オスマン朝のシリアを含む各州には、占領開始以前からディーワーンと呼ばれる協議機関が存在した。先行研究の多くがこの機関を「地方協議会」の前身として見なしているものの、「地方協議会」がディーワーンとは大きく異なる新規性を持っていたという主張 (e.g. Hofman 1975; Ma'oz 1968) と、両機関の間で殆ど変化はなかったとする主張 (e.g. Thompson 1993; Douwes 2000) で見解が割れている。また、占領終了とほぼ同時期の1839年から、オスマン朝はタンズイマート改革を開始し、その一環として全土に地方評議会 (Meclis) を設置した。多くの先行研究が、地方評議会の制度が占領下シリアの「地方協議会」を参考に作られたことを示唆している (e.g. Thompson 1993; Ghazzal 2007; Ma'oz 1968)。一方で、地方評議会が当初アナトリアとバルカンの主要地域に置かれたことを理由として、占領下シリアにおける先例が地方評議会の設立にどれほど影響を与えたのかは不明であるとして、この見解に留保を付す向きもある (秋葉 2007)。

しかし、ディーワーン、「地方協議会」、地方評議会の3機関の連続性を巡る以上の議論は、「地方協議会」に関する詳細な研究なくして行われてきた。そこで本節では、MShHA 及び「地方協議会」全般についての本稿の詳細な分析結果を踏まえ、「地方協議会」とこれらの協議機関との比較を試みる。この比較が上述の連続性の議論に結論を下すことは難しいものの、今後の議論の進展には大きく寄与すると考えられる。

### ①ディーワーン

ディーワーンとは、州都において現地名望家層と役人を集めて開かれる州総督の諮問会議であり<sup>(38)</sup>、そこでは州総督の主要な任務である治安・秩序の維持や徴税などが主に協議された。また、この機関は州総督の諮問を受けて彼の任務の補佐をするだけでなく、現地住民からの嘆願を受け付け、協議の上で裁定を下す機能をも有していた<sup>(39)</sup>。一方で、協議の結果を踏まえて最終的に州総督一人が決断を下すため、協議に関わる記録が控えられておらず(Marcus 1989: 82)、それゆえディーワーンの活動実態に関しては不明な点が多い。

州都であったアレppoにもディーワーンが存在し、18世紀にアレppoに滞在したイギリス人医師のラッセルが、この機関について詳しい情報を書き残している。彼によれば、アレppoのディーワーンには州総督や徴税官、イスラーム法官を始めとする役人と主要な名望家たち、そして商人の長も参加していた。ディーワーンは毎週金曜日に総督府で開かれる他、総督の命で臨時に開催されることもあり、州総督は都市や州全域に関わるあらゆる案件について、参加者に意見を求めたという(Russell 1794: 322-323)。州総督の諮問機関であったディーワーンは、占領時に彼らが撤退したことで自然に解散したと考えられる。

このようにしてみると、「地方協議会」とディーワーンは、現地有力者が参席する協議機関であり、行政機関としての側面と裁定機関としての側面を併せ持っていたという点で似通っている。一方で、数や活動頻度においてディーワーンを大きく上回っていたと考えられる点や、ディーワーンのように州総督などの諮問機関ではなく、議決書の発行を通じて自らの議決内容を執行に移すことができた点は、「地方協議会」の重要な新規性である。このことから、「地方協議会」への参席を通して、多くのシリア現地有力者が、より直接的に行政に参与できる新たな機会を得るようになったと言えるだろう。

### ②地方評議会

設置から間もない1840年の段階では、地方評議会は2種類に分か

れており、徴税官が派遣された都市には大評議会、その都市に隣接する郡には小評議会がそれぞれ設置され、大評議会では徴税官を始めとする役人7名と地域の有力者6名が、小評議会では徴税官代理などの役人3名と有力者2名が、それぞれ議員として選出された。徴税官制度自体は1842年に廃止されたものの、大小の地方評議会は州・県・郡の3段階に再編成され、徴税官制度の対象外であった地域にも広く普及し、オスマン朝末期まで存続した(秋葉 2007: 97-98)。

地方評議会は当初、税額の割当や徴税執行の監督によって徴税官の徴税任務を補佐することを主要な任務として設立されたが、その他にも多様な案件を扱っていた。シリアにおける初期の地方評議会に関する数少ない詳細な研究として、トンプソンとガザールの1844～45年のダマスクス州評議会についての研究が挙げられる。両者によれば、同評議会は州総督不在の場で週に3回の頻度で協議を行い、当該期間に500件以上の案件を扱っていた。同評議会は徴税以外に、価格の査定やワクフの管理、農村の長の任命や救貧、果ては支払いが滞っている徴税請負人に対する軍事力の行使に至るまで、様々な内容を扱っており、強い権限と自律性で以て州総督の政策の承認・否認も行っていた。また、裁定機関の側面も有しており、重税や不正などについて現地住民からの嘆願を受け付けるだけでなく、従来イスラーム法廷の管轄であった民事紛争も扱っていた(Thompson 1993; Ghazzal 2007)<sup>(40)</sup>。

このようにみると、タンズィマート改革の下でオスマン朝全土に普及したこの地方評議会は、本稿で分析した MShHA と、とりわけ活動実態の観点から多くの類似点を持っていたことが判明する。両機関は共に、行政機能と裁定機能を兼ね備えた現地有力者を含む協議機関であり、徴税から公共事業まで多岐に互る内容を協議し、その議決内容は十分な影響力を持っていた。一方で、地方評議会はオスマン朝全土に広く普及し、政策の承認も行うなど、その数や権限において「地方協議会」を大きく上回っていた。

## おわりに

本稿の分析から、アレッポ高等協議会(MShHA)の活動実態や置かれた立場について、多くの知見を得ることができた。とりわけ重要となるのは以下の5点である。すなわち、①州長官など他の役人から独立した場所で、週に4日以上という高い頻度で活動していたこと、②徴税など財務的な案件を中心に、役職の任命や公共事業まで、都市内外における幅広い内容の案件を協議していたこと、③私人的な案件を殆ど扱っておらず、統治機関の一機関として官・軍の利害に関わる案件を扱っていたこと、④特定の役人の諮問機関ではなく、官・軍と民が共に利用する行政・裁定機関であったということ、⑤議決書の発行という手段で以て、自身の議決内容を執行に繋げることができたこと、である。本稿の分析対象は1838年のアレッポ高等協議会に限定されるものの、得られた分析結果の多くは他の年や協議会にも広く適用可能なものであると考えられる。本稿における「地方協議会」の分析は、それだけで占領期の行政改革の実際を広く明らかにできるものではないが、他の機関や高官などについても併せて詳しく検討していくことで、占領期における行政改革や統治機構の全容の解明に大きく貢献すると考えられる。

翻って、占領開始前のオスマン朝下シリアには、ディーワーンと呼ばれる類似の協議機関が既に存在していたが、「地方協議会」は置かれた都市の数や活動頻度においてディーワーンを大きく上回っており、議決書の発行を通じて議決内容を執行に繋げることができた点に新規性がある。すなわち、占領期における「地方協議会」の設置は、より多くの都市において現地有力者が行政に直接参与できる新たな場を得たという意味で、近代シリアの行政史における一つの大きな転換点となったと言える。また占領終了後には、数や権限などがより一層拡充された地方評議会という協議機関が創設され、オスマン朝全土に広く普及した。同機関と「地方協議会」の連続性を巡る議論については、さらなる研究が必要となるものの、活動実態の面で両機関の類似を示した本稿の考察は、今後の議論の重要な

足掛かりとなるだろう。

### 参考文献

#### ①未刊行史料

*SQ: Sijill Qayd al-Khulāṣāt al-Ṣādīra min Majlis Shūrā Ḥalab al-‘Āli*. Jafet Library, the American University of Beirut, MS 956. 9: M23sA: c. 1.

#### ②刊行史資料

Ben-Bassat, Yuval. 2013. *Petitioning the Sultan: Protests and Justice in Late Ottoman Palestine, 1865-1908*. London: I.B. Tauris.

Büssow Johann and Safi, Khaled, eds. 2013. *Damascus Affairs: Egyptian Rule in Syria through the Eyes of an Anonymous Damascene Chronicler, 1831-1841*. Würzburg: Ergon-Verlag.

Divine, Donna Robinson. 1994. *Politics and Society in Ottoman Palestine: The Arab Struggle for Survival and Power*. Boulder: Lynne Rienner Publishers.

Douwes, Dick. 2000. *The Ottomans in Syria: A History of Justice and Oppression*. London: I.B. Tauris.

Ghazzal, Zouhair. 2007. *The Grammars of Adjudication: The Economics of Judicial Decision Making in fin-de-siècle Ottoman Beirut and Damascus*. Beirut: Institut Français du Proche-Orient.

Hoexter, Miriam. 1984. “Egyptian Involvement in the Politics of Notables in Palestine: Ibrahīm Pasha in Jabal Nablus.” In *Egypt and Palestine: A Millennium of Association (868-1948)*, edited by A. Cohen and G. Baer, pp. 190-214. New York: St. Martin’s Press.

Hofman, Yitzhak. 1975. “The Administration of Syria and Palestine under Egyptian Rule (1831-1840).” In *Studies on Palestine during the Ottoman Period*, edited by M. Ma’oz, pp. 311-333. Jerusalem: Magnes Press.

Inalcik, Halil. 1977. “Centralization and Decentralization in Ottoman Administration.” In *Studies in Eighteenth Century Islamic History*, edited by T. Naff and R. Owen, pp. 27-52. Carbondale: Southern Illinois University Press.

Makdisi, Ussama. 2000. *The Culture of Sectarianism: Community, History, and Violence in Nineteenth-Century Ottoman Lebanon*. Berkeley: University of

- California Press.
- Ma'oz, Moshe. 1968. *Ottoman Reform in Syria and Palestine, 1840-1861: The Impact of the Tanzimat on Politics and Society*. London: Clarendon Press.
- Marcus, Abraham. 1989. *The Middle East on the Eve of Modernity: Aleppo in the Eighteenth Century*. New York: Columbia University Press.
- Mishāqa, Mikhā'il. 1988. *Murder, Mayhem, Pillage, and Plunder: The History of Lebanon in the 18th and 19th Centuries*. Translated by W. M. Thackston Jr. Albany: State University of New York Press.
- Na'isa, Yūsuf, ed. 2003-04. *Wathā'iq Ta'rikhiyya 'an al-Shām fī Athnā' Ḥamlat Muḥammad 'Alī Bāshā, 1831-1840*. Damascus: Jāmi'at Dimashq.
- Rivlin, Helen A. B. 1961. *The Agricultural Policy of Muhammad Ali in Egypt*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Rood, Judith Mendelsohn. 2004. *Sacred Law in the Holy City: The Khedival Challenge to the Ottomans as Seen from Jerusalem, 1829-1841*. Leiden: Brill.
- Russell, Alexander. 1794. *The Natural History of Aleppo: Containing a Description of the City, and the Principal Natural Productions in its Neighbourhood*, edited by P. Russell 2 vols. London: Printed for G. G. and J. Robinson.
- Rustum, Asad, ed. 1927. *Ḥurūb Ibrāhīm Bāshā al-Miṣriyya fī Sūriyā wa'l-Anādūl*. Beirut: St. Paul Library.
- Sabry, Muhammad. 1930. *L'empire égyptien sous Mohamed-Ali et la Question d'Orient: 1811-1849, Égypte-Arabie-Soudan-Morée-Crète-Syrie-Palestine*. Paris: P. Geuthner.
- Safī, Khaled. 2004. *The Egyptian Rule in Palestine 1831-1840: A Critical Reassessment*. Berlin: Mensch & Buch Verlag.
- Sālim, Muḥammad Laṭīfa. 1990. *Al-Ḥukm al-Miṣriyya fī as-Shām, 1831-1841*. Cairo: Maṭba'at Dār al-Kutub wa-l-Wathā'iq al-Qawmiyya.
- Sulaymān, Halā. 2001. *Athar al-Ḥamla al-Miṣriyya 'alā Bilād al-Shām, 1831-1840: Wilāyat Ṭarābulus Namūdhanjan*. Tripoli, LB: al-Mu'assasa al-Ḥaditha lil-Kitāb.
- Ṭabbākh, Muḥammad R. 1988-92. *I'lām al-Nubalā' bi-Ta'rikh Ḥalab al-Shahbā'*. 2nd ed. 8 vols. Aleppo: Dār al-Qalam al-'Arabi bi-Ḥalab.

- Thompson, Elizabeth. 1993. "Ottoman Political Reform in the Province: The Damascus Advisory Council in 1844-45." *International Journal of Middle East Studies* 25-3: pp. 457-475.
- Wood, Richard. 1966. "Summary Report on Syria." From Wood to Lord Ponsonby, Aug 1834. In *The Early Correspondence of Richard Wood, 1831-1841*, edited by A. B. Cunningham, pp. 46-55. London: Office of the Royal Historical Society.
- 秋葉淳 2007 「オスマン帝国における代議制の起源としての地方評議会」 粕谷元編 『トルコにおける議会制の展開：オスマン帝国からトルコ共和国へ』 東洋文庫, pp. 95-129.
- 大河原知樹 2012 「オスマン帝国の税制近代化と資産税：十九世紀前半のダマスカスの事例」 鈴木董編 『オスマン帝国史の諸相』 東京大学東洋文化研究所, pp. 321-351.
- 藻谷悠介 2018 「ムハンマド・アリーによるシリア統治に関する重要史料：『アレppo高等協議会発行の議決書の記録台帳』の検討」 『アジア・アフリカ言語文化研究』 95号, 掲載予定.

## 註

- (1) 例えば、占領期の現地住民の徴兵・武装解除政策については (Makdisi 2000: 51-57), 税制改革の一環である資産税の導入については (大河原 2012: 327-332), 非ムスリムの地位向上政策については (Ma'oz 1968: 12-20) が、それぞれその影響や重要性に言及している。
- (2) 占領期を網羅的に扱った代表的な研究としては, (Sālim 1990), (Sulaymān 2001), (Safi 2004) の3つがあり, いずれも占領期の行財政や軍事, 農業や商工業, 現地反乱など, 様々な主題を広く浅く検討している。より主題を限定した研究としては, 占領期の統治体制を概観した (Hofman 1975), 占領期エルサレムにおける司法を詳細に研究した (Rood 2004), 占領に対するパレスチナ現地有力者の対応を検討した (Hoexter 1984) や (Divine 1994) などが挙げられる。
- (3) 先行研究において, この "Majlis al-Shūrā" という原語に対する定訳は存在しない。この語は一般的に「議会」や「評議会」などと訳され, 「地方」を含意しないが, 本稿で明らかになる "Majlis al-Shūrā" の地方行政

機関としての役割を重視し、本稿では「地方協議会」と訳す。なお、「地方協議会」が原語の一般的な訳ではないことに加え、後述する地方評議会との混同を避ける目的もあり、以下でも便宜上「」を常に付して表記する。

- (4) イブラーヒーム・パシヤはシリア駐留軍の最高司令官 (ser'asker) としてこれを指揮しただけでなく、シリアの行政についても全権を委ねられ、逐一ムハンマド・アリーの指示を仰ぐことなく、行政を取り仕切っていた (Hofman 1975: 318-320; Safi 2004: 92-93)。
- (5) ムハンマド・シャリーフ・パシヤはムハンマド・アリーの女婿であり、諸事に追われる自身に代わってシリアの行政を取り仕切る専任者が必要であるとのイブラーヒーム・パシヤの要請によって、占領開始後にエジプトから派遣された。彼は行政を一手に統括しただけでなく、軍事にまで広く参与していた (Hofman 1975: 321-323; Safi 2004: 67)。
- (6) バフリー・ベイはシリア出身のギリシア・カトリック教徒であり、シリア内の財務に関わるあらゆる情報を把握し、域内の財務関連の諸事に対処しただけでなく、行政にも深く関与していた (Hofman 1975: 323-325; Safi 2004: 104-105)。
- (7) ダマスクス州、アレppo州、タラーブルス州、アダナ・タルスス州、シドン・パレスチナ州の5州 (Hofman 1975: 316)。
- (8) 本文中で取り上げる (Hofman 1975), (Sālim 1990), (Safi 2004) 以外には、前掲の (Sulaymān 2001) や (Rood 2004), ムハンマド・アリーの外征に焦点を当てた (Sabry 1930) が挙げられる。(Sabry 1930) は「地方協議会」について最初に大きく取り上げた研究ではあるものの、内容の多くが史料の引用に終始しており、典拠が示されていない箇所も多い。また、(Sulaymān 2001) も「地方協議会」について一節を充ててはいるが、概要や構成員などに言及するばかりで、具体的な活動や評価などについては殆ど記述していない。他方、(Rood 2004) は (Safi 2004) とほぼ同じ史料を用いて「地方協議会」を検討しており、両者の見解はおおよそ一致している。これらの理由から、上述の3つの研究のみを本文中で取り上げている。
- (9) ホフマンはヨーロッパ領事による報告、サーリムはエジプト＝シリア



間で交わされた書簡、サーフィーは年代記やイスラーム法廷台帳を、それぞれ主な史料として利用しているが、これらの史料には「地方協議会」に関する記述がいずれも断片的にしか見られない。

- (10) 別稿にて取り上げた『記録台帳』中の案件から、5人の書記の存在が確認できる他、彼らの職務として、①議決書の発行、②記録台帳の記帳、③記録台帳の出納、の3つがあったことがわかっている(藻谷 2018: n. 9)。
- (11) 『記録台帳』の記述から、この役職に置かれた人物が MShHA の活動場所に常駐していたことがわかるが (SQ: 97)、その詳細な職務は不明である。本文で後述するディーワーンにも番人がおり、協議の度に議員の家々を廻って召集する連絡役も担っていたため (Russell 1794: 1, 222-223)、MShHA の番人にも同様の役割が与えられていた可能性もある。
- (12) ムハンマド・アスアド・エフェンディ、バハーウッディーン・エフェンディ、ヒラルル・アガ、ハーッジ・ユースフ・アガ、ハーッジ・アブドゥラフマーン・エフェンディの5人。このうちムハンマド・アスアド・エフェンディ (・ジャービリー) (1216~1277 A.H.) はアレppoの高名なハナフィー派法学者であり、占領後のヒジュラ暦1273年にアレppoのムフティーに任じられ、1277年に死去するまで同職を務めた (Ṭabbākh 1988-92: 7, 291-293)。
- (13) これは MShHA からカイロに宛てて送られた報告書 (maḥḍar) の写しであり、アレppoに立ち寄ったイブラーヒーム・バシャから MShHA に付託された1案件について、1836年1月28日に行われた協議の結果をカイロに報告している (Na'īsa 2003-04: 191-192)。報告書には各議員の名前と当日の参席時間が記してあり、欠席した人物についても、その名前と欠席の旨が記されているため、当時の議員の総数は16人と見てはば間違いないだろう。
- (14) アレppo財庫管理人アル=ハージェ・シュクリー、農村監督官長シャイフ・バンドルザーデ、第17連隊長サリーム・ベイ、砲兵隊長ムハンマド・ベイ、以下12名。これに加えて、1838年と同様に監督役のムフティー・エフェンディの名が挙げられている。『記録台帳』から判明する5名のうちで、この16名に含まれるのは、ヒラルル・アガとハーッジ・ユースフ・アガの2名のみであるため、議員の人事に変更があった可能性が高い。

- (15) シリア駐留軍は基本的にエジプト出身者で構成され、徴兵されたシリア現地住民は他地方に派兵されていた。一方で、軍人や役人以外の人材がわざわざアレッポ市外から派遣され、協議会に日常的に出席していたとは考えにくい。官職を持たない12名については現地住民と見て問題ないだろう。また、財庫管理人も現地のキリスト教徒から選ばれていたと指摘されている (Safi 2004: 105; Hofman 1975: 326)。
- (16) この記述は、イブラーヒム・バシャに帯同していた書記が残した記録の中で、1835年1月25日に彼がバイルートに赴き、バイルート協議会を創設して議員12名を任命した旨を記した箇所である。ここでは、12名の名前の他に、協議会の活動規則についても書かれている (Rustum 1927: 36-39)。
- (17) 先行研究においては、「地方協議会」が毎日開催される決まりとなっていたという指摘も見られる (Safi 2004: 86; Sulaymān 2001: 248)。
- (18) ここでいう「民」とは、官・軍による支配を受けるシリア現地住民を指し、以下でも彼らを官・軍と対比して記述する際には、便宜上「民」という表現を用いる。「民」には商工業者のような都市の住民のみならず、農民や遊牧民のような都市外の住民も含まれる。
- (19) ①と④は、ムハンマド・アリーがエジプトで断行した公定価格による独占的な買い上げが、シリアにおいても実践された事例とも考えられる。一方で、買い上げられたものの多くは国際市場での販売を目的としたものではなく、官・軍へ供給されるものであったという点でエジプトの事例とは異なっており、この点に関しては今後さらなる検討を要する。
- (20) 私人的な案件は4件が該当し、いずれも農地の用益権や商取引に関わる現地住民間の紛争である (SQ: 11, 94, 156, 385)。
- (21) サーフィーとルードはイスラーム法廷台帳を用いて、イェルサレムにおける両機関の役割分担についての実証的分析を行っている。両者によれば、私人的な案件については変わらず法廷の管轄であったものの、「地方協議会」は相続など私人的な案件についても扱うことがあり、しばしば法廷の管轄を侵食していた (Safi 2004: 88-90; Rood 2004: 104-107)。
- (22) 詳細な内訳は、農村 (アレッポ周辺が大半を占める) が147件、他都市 (キッリス・アインターブなど) が98件、複数都市・広域 (アレッポ

州全域など)が28件である。一方、明らかにアレppo市内と判別できるのは74件のみだが、残りの179件も内容に鑑みれば多くがアレppo市内と考えられる。

- (23) 『記録台帳』中において、明白な官職の書き漏らし、すなわちある箇所では官職名を伴って名前が記載された人物が、別の箇所において官職名の記載なしに書かれている、という事態は見られない。また、後述するように、このような官職名のない人物に対し、MShHAの議決内容を執行するよう伝える議決書が発行されている例はほぼ皆無であり、彼らは執行能力を持たない存在として認識されていたと理解できる。このため、『記録台帳』において官職名が書かれていない差出人のほぼ全てが、官・軍の支配を受ける民であったと考えて問題ないだろう。
- (24) (b) 一般役人・機関は③税額の割当と④物資の調達・管理の割合が高く、②徴税権の管理が少ない点の特徴である。また、(c) 軍関係者は数が大きく劣るため、グラフはあまり参考にならないものの、①価格の査定と④物資の調達・管理が全体の9割弱を占めている。
- (25) アレppo州長官にはムハンマド・アリーの子であるイスマール・ベイが任命されていたが(Safi 2004: 67-69)、『記録台帳』中には、アレppo州長官だけでなくアレppo都市長官も何度か登場する(e.g. SQ: 47, 178)。先行研究において、両者の管轄の線引きは必ずしも明確にされていないが、『記録台帳』の記述の傾向から見ると、都市長官がアレppo市内や近隣の農村の行政権のみを持っていたのに対し、州長官はアレppo以外のアレppo州内の他都市・農村に対しても行政権を持っていたことが窺える。
- (26) 案件が州長官を経由していた場合には、「(差出人)が(文書)を提出し、それがアレppo州長官閣下からアレppo高等協議会に回付された(... qaddama...muḥāl min ḥadrat al-bak ḥukmdār iyālat Ḥalab ilā Majlis al-Shūrā al-‘Āli Ḥalab)」と、その旨が明示されている。
- (27) 州長官自身がMShHAに案件を付託する際、多くの場合は案件を記した通達書(taqrīr)をMShHAに送付しており(e.g. SQ: 17, 155)、稀に協議の場に直接赴いていた(e.g. SQ: 344)。このことから州長官は協議の場に稀にしか出席しておらず、文書を通じてMShHAと連絡を取っていた

ことがわかる。

- (28) 差出人から案件が直接 MShHA に届いている場合には、「(差出人) が (文書) をアレppo高等協議会に提出した (...qaddama...ilā Majlis al-Shūrā al-‘Ālī Ḥalab)」と書かれている。一方、本文末の議決書の発行先については、既に述べたように必ずアレppo州長官の名前が書かれている。そのため、実際には州長官を経由していたにもかかわらず、書き漏らしや省略によって案件が直接届いたかのように書かれている、という可能性は低い。
- (29) 他の役人を介していた例としては、イブラーヒーム・パシヤを介していた例 (e.g. *SQ*: 90, 290) や、アレppo都市長官を介していた例 (*SQ*: 233) などがある。
- (30) 前項において、案件が付託された際に州長官の見解が添えられていた事例を紹介したが、この事例においては、議決内容が州長官の見解と実際に一致しており、明示こそされていないものの、MShHA が彼の見解の影響を受けていた可能性が考えられる (*SQ*: 118)。
- (31) 先行研究もバフリー・ベイが「地方協議会」の監督役を担ったことを指摘しているが、その実相については検討していない (Hofman 1975: 324; Sālim 1990: 78; Safi 2004: 86)。
- (32) 他の史料中にも、バフリー・ベイと「地方協議会」との関係について詳細な記述は見られないものの、バフリー・ベイの業務として、財務の監理と「地方協議会」の監督の2つが挙げられている (Ben-Bassat 2013; Mishāqa 1988; Wood 1966)。そのため、「地方協議会」の監督は、財務と並ぶ彼の主要な業務であったことが窺える。また、英国外務省所属のウッドはコンスタンティノーブル英領事に対し、バフリー・ベイの財務業務の内容について報告したが、そこで挙げられているのはシリア全域の収入の把握や新税の設定や税額の割当、徴税権の競売や独占権の委譲などであり (Wood 1966: 47-49)、「地方協議会」の職務と重なる部分が多いことがわかる。このことから、「地方協議会」がバフリー・ベイに直属する組織として彼の下位に位置付けられ、同種の職務を与えられていた可能性も考えられる。
- (33) 『記録台帳』中に見られるのは、アインターブ、キッリス、アンティ

オキア、アレppo、ラタキア、タラーブルス、バイルト、シドン、ダマスカス、スールの10都市の「地方協議会」。また、他の史料の記述から、ナーブルス、イェルサレム、ヤーファアの3都市にも「地方協議会」が存在したことがわかる（藻谷 2018: n. 5）。

- (34) サーフィーは、シリアの州区分がダマスカス、アレppo、シドンの3州であったとし、また、アッカの協議会も再審を受け付ける機能を有していたと指摘している（Safi 2004: 69, 86）。もしこの指摘が正しければ、シリアの3州それぞれに高等協議会が置かれていたと理解できるが、州区分に関しては典拠が示されておらず、また、アッカの協議会が高等協議会と呼ばれていたかについても確認できないため、現状ではこれ以上の検討は困難である。
- (35) 中央政府があるカイロにはいくつかの協議機関が存在したが、先行研究はそのうちのどの協議機関に対して、案件がシリアから付託されたのかを示していない。ただしサーリムは、このような場合に案件はムハンマド・アリーの御前に提出されたとしているため（Sālim 1990: 90）、当該の協議機関はムハンマド・アリーの御前会議（Shūrā al-Mu‘āwana）であったと考えられる。この機関は彼を補佐するために彼と8人の役人から構成され、行政や財務全般について彼の諮問を受けるだけでなく、彼に対して諸事の報告を行う場でもあった（Rivlin 1961: 85）。
- (36) 他に案件内容に影響しうるアレppoの特徴としては、例えばオスマン朝領内で有数の交易都市であり、商業施設も非常に多かったことや、商業目的などで外国人が多く滞在していたこと、非ムスリムの人口が比較的多かったこと、などが挙げられる。後者2つについては、外国人や非ムスリム関係の案件は『記録台帳』に見られるものの（e.g. SQ: 26, 385）、事例が少ないためその影響は検討できない。交易都市としての側面に関しては、価格査定や物資調達の場合が多いこととの関連が考えられる。
- (37) この上申書はイェルサレムの協議会からカイロの御前会議長（al-bāṣmu‘āwin）に宛てたものである。その内容は、イェルサレムの協議会に付託された1案件に関して、同協議会が発行した議決書と矛盾する内容の命令が、既にムハンマド・アリーから発布されていたことが後から判明したため、命令の撤回を上申するものであった（Na‘īsa 2003-04: 67-

70)。

- (38) また、州都以外に各県都にも同様の協議機関が置かれ、イスラーム法官の主宰の下で各地の名望家層による協議が行われていたとされるが (Inalcik 1977: 41-43), どの都市にこの協議機関が置かれ、どのように活動していたのかは判然としない。
- (39) オスマン朝の地方において現地住民が政府に嘆願を行う場合には、必要となる手間に鑑みて、中央政府ではなく在住する州の州総督やイスラーム法官に嘆願をすることが多かった。そのうち州総督に対する嘆願は、彼自身の裁量か、あるいはディーワーンでの協議を経て処理されていたと指摘されている (Ben-Bassat 2013: 30; Marcus 1989: 114-115)。
- (40) 両者の研究は、共に1844年10月から1845年10月までのダマスカス州評議会の記録簿に記載されている506件の案件を主な史料として分析している。1年間で扱っていた案件の数が MShHA のそれとほぼ同数である点も注目に値するだろう。

(東京大学大学院人文社会系研究科アジア史専門分野博士課程)

10 and those which had occupied pastureland since then, were registered, thereby guaranteeing the Yekešabis the right to occupy pastureland of those banners in which they were registered, thus putting an end to their conflict with banner commoners and impeding the further expansion and intensification of similar disputes over pasturelands for good.

As to the long-term effect of the dispute settlement, the nomadic compass of the Yekešabis was basically restricted to the range of specific banners, just like commoners, which means that from Jiaqing 10 till Tongzhi 4, the Yekešabis gradually forfeited their free-roaming nomadic right represented in an expression, “Yekešabis, the vassals of Boγda jībǰundamba qutuγtu, the Great Living Buddha in Outer Mongolia, can reside anywhere in the four *ayimaγs* of Qalq-a.”

The Superior Council of Aleppo (1832-40):  
An Aspect of the Administrative Reforms during the Muhammad Ali’s Rule  
of Syria

MOTANI Yusuke

Muhammad Ali’s rule of Syria has been historically evaluated as marking a period during which it experienced significant changes influenced by various administrative reforms implemented during that time. It is ironic therefore that little research has been focused on that period, leaving unclear the actual substance of those reforms which were implemented during the period. Given such a situation, the present article attempts a detailed analysis of the regional councils (*majālis al-shūrā*) newly set up throughout Syria during the period, utilizing *the Record Register of Acts Published by the Superior Council of Aleppo*, one of few archives concerning the regional councils, and concentrating on the Higher Council of Aleppo, in particular.

The Superior Council of Aleppo, which consisted of 16 local notables and officials, deliberated over various cases, including the appointment of officials and public works, but was primarily concerned with fiscal affairs, such as tax collection. Although it exclusively dealt with cases in the interest of the government as one of its administrative agencies, the Council was by no means merely an advisory body of any specific bureaucrat(s), but also

took up many cases submitted by concerned local residents. Furthermore, the Council could have their decisions enforced, by issuing written acts, called *khulāṣāt*, to officials. This analysis of the Council can also be applied to the other regional councils established during the Muhammad Ali's rule; and although one article alone cannot entirely reveal all the administrative reforms implemented at that time, it will hopefully pave the way for further studies on institutional reforms and governmental bodies during the period.

Although there existed assemblies similar to the regional councils in each provincial capital prior to the Muhammad Ali's occupation, the newly-formed councils provided many more local leaders with forums for participating officially and directly in local administration, which is why their establishment represents a significant turning point in the administrative history of modern Syria. Moreover, soon after the occupation came to an end, the Ottoman government established its own assemblies far more advanced than the regional councils in terms of both scale and jurisdiction as a part of the Tanzimat reforms, and spread throughout the whole Ottoman Empire. Further studies are required on such succession of regional administration reforms.